



## 危険物安全週間とは

令和2年度 危険物安全週間

平成2年消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週の1週間実施されます。令和2年度は、6月7日(日)から6月13日(土)までの1週間実施されました！

### ☆☆ 目的 ☆☆

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設けるものとしています。

久米島町でも危険物を取扱う事業所等(危険物保安監督者)の立会いの元、危険物施設の位置・構造及び設備、貯蔵・取扱の基準及び消防用設備等の立入検査を実施しました。

### ▷▷ 一度は耳にした事がある「危険物」

町民の皆さまに少しでも興味を持ってもらい、危険物安全週間を過ごしてもらえるよう危険物について理解しましょう☆

## 危険物とは??

火災、爆発、中毒などを引き起こす危険性のある物質の総称。「消防法」上の危険物と「毒物及び劇物取締法」上の危険物があります。消防法で定められているものでは、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1：火災発生の危険性が大きいもの
- 2：火災拡大の危険性が大きいもの
- 3：消火の困難性が高いもの

身近なものではガソリン・灯油・油性塗料…等\*



## 危険物の取扱で資格は必要???

危険物を取扱う者は、**危険物取扱者**として**国家資格**を取得する必要があります。消防法で定められた「危険物」を一定数量以上の貯蔵、又は取扱いを行う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、必ず危険物取扱者を置かなければなりません。

危険物取扱者には**甲種**、**乙種**、**丙種**の3段階あり、取扱うことができる危険物の種類や権限に違いがあります。

**【甲種】危険物取扱者**は、消防法で定められた第1類～第6類までの全ての危険物について、取扱いの対象になります。また、無資格者に対して立ち会うこともできます。

**【乙種】**は、第1類～第6類の危険物の中で、資格を取得した各種類の危険物に限り取扱うことができ、資格を取得した種類のみ無資格者に対して立ち会うことができます。

**【丙種】**は、第4類の指定された危険物のみ取扱いができませんが、無資格者に対しての立会いはできません。

### ～それぞれの受験資格～

乙種、丙種については特別な受験資格はありませんが、甲種は次の5つのうち1つを満たすことが条件となっています。

- ① 大学等において化学に関する学科等を修めて卒業している
- ② 大学等において化学に関する授業科目を15単位以上修得している
- ③ 乙種危険物取扱者免状交付後、2年以上の実務経験を有している
- ④ 下記のうち4種類以上の乙種危険物取扱者の免状を有している
  - ・第1類または第6類、第2類または第4類、第3類、第5類
- ⑤ 修士、博士の学位を授与された者で、化学に関する事項を専攻している

危険物を取扱う施設等の事業者は、爆発や火災のリスクを低減するため、消防法に定められたルールを守る義務があります！

危険物について理解し正しい知識を持ちルールを守りましょう☆☆

※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火事・救急・救助は**119番**へお願いします。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いいたします。



6月  
出動状況

・救 急 …………… 17件 (168件)	・風水害 …………… 0件 ( 0件)
・火 災 …………… 0件 ( 2件)	・捜 索 …………… 0件 ( 0件)
・救 助 …………… 0件 ( 1件)	・その他 …………… 1件 ( 7件)

( )は、令和2年累計 合計………… 18件 (178件)